

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 26 日（金）第 194 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則の一部を改正する規則（※）（農政課取扱い） 1
○火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則（※）（消防保安課取扱い） 2

告 示

- 有害な図書等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 3
○鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱の一部を改正する要綱（※）
（廃棄物・リサイクル対策課取扱い） 3
○保安林の指定予定の通知（森づくり推進課取扱い） 4
○保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 4
○漁業法に基づく鹿児島県資源管理方針の変更（水産振興課取扱い） 4
○くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 4
○くろまぐろ（大型魚）に関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 5
○するめいかに関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 5
○漁船保険付保義務発生（16件）（水産振興課取扱い） 5
○家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（11件）（畜産課取扱い） 7
○県営土地改良事業の換地計画の決定（農地整備課取扱い） 12
○公共測量の終了（監理課取扱い） 12
○道路の区域の変更（5件）（道路維持課取扱い） 12
○道路の供用の開始（5件）（道路維持課取扱い） 12
○津波災害警戒区域の指定（河川課取扱い） 15
○土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課取扱い） 16
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 17
○土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 19
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課取扱い） 21

規 則

鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 4 号

鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則（平成22年鹿児島県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

第 4 条第 2 項及び第 3 項を削り、同条を第 3 条とする。

第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別記第 1 号様式中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に改め、同様式（表面）中「（生産・製造・輸入・加工・販売）」を「生産」に、「食品等」を「食品」に改め、「製造番号」を削

り、同様式（裏面）中「生産等」を「生産」に、

「

- 鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則第 4 条第 3 項第 1 号に該当するもの
- 鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則第 4 条第 3 項第 2 号に該当するもの
- 鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則第 4 条第 3 項第 3 号に該当するもの

2 具体的な内容

」

を

「

2 具体的な内容

」

に、「問い合わせ先」を

「問合せ先」に改め、同様式（裏面）注 1 及び 2 中「食品等」を「食品」に改める。

別記第 2 号様式中「第 5 条関係」を「第 4 条関係」に改め、同様式（表面）中「食品等」を「食品」に改め、同様式（裏面）中「食品等の保管」を「食品の保管」に改め、同様式（裏面）注 1 中「食品等」を「食品」に改め、「複数のロット」の次に「（一の期間内に一連の工程により均質性を有するように生産をされた食品の一群をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

.....

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 5 号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（昭和 36 年鹿児島県規則第 112 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 4 号を次のように改める。

(4) 削除	
--------	--

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までの規定中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記第 4 号様式を次のように改める。

第4号様式 削除

別記第6号様式中「印」を削る。

別記第7号様式から別記第10号様式までの規定中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記第11号様式中「氏名 印」を「氏名」に、「成年被後見人」を「心身の故障により火薬類の製造の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの」に改める。

別記第12号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記第13号様式中「氏名 印」を「氏名」に、「成年被後見人」を「心身の故障により火薬類の販売の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの」に改める。

別記第14号様式から別記第19号様式までの規定中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記第20号様式中「印」を削り、同様式注中「※」を「※印」に、「記載しない」を「記入しない」に改める。

別記第21号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の火薬類取締法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第389号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25379	令和3年 3月17日	雑 誌	恋愛白書パステル 4月号 19625-04	宙出版	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25380			絶対恋愛Sweet 3月号 15557-03	笠倉出版社		
25381			裏モノJAPAN 4月号 01805-04	鉄人社		
25382			恋愛宣言PINKY 4月号 08877-04	秋水社		
25383			実話BUNKAタブー 4月号 05375-04	コアマガジン		

鹿児島県告示第390号

鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱（平成3年鹿児島県告示第941号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「印」を削る。

別記第4号様式中「印」を削り、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」を「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に、「別表第1」を「別表第5」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

鹿児島県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町山崎字餘ヶ城810番・837番1・838番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、819番、820番、833番、835番、836番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第392号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

肝属郡南大隅町佐多馬籠字本田ノ平554番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第393号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鹿児島県資源管理方針を別冊のとおり変更した。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第394号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように定めた。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能性について、本県に定められた数量
10.1トン
- 3 知事管理漁獲可能性

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	1.5トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	3.1トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	1.5トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	3.1トン

鹿児島県告示第395号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように定めた。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能性について、本県に定められた数量
8.0トン
- 3 知事管理漁獲可能性

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	3.6トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	3.6トン

鹿児島県告示第396号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように定めた。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能性について、本県に定められた数量
現行水準
- 3 知事管理漁獲可能性

知事管理区分	配分数量
鹿児島県するめいか漁業	現行水準

鹿児島県告示第397号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、東加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第398号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、里加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第399号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鹿島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第400号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、加世田加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第401号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、かいゑい加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第402号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、指宿加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第403号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岩本加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第404号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、久志加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第405号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、福山加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第406号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した

結果、大根占加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第407号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、佐多岬加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第408号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、根占加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第409号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、内之浦加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第410号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、船間加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第411号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、志布志加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第412号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、宇検加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第413号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ症及び結核の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛
- 2 検査の方法
ブルセラ症にあつては急速凝集反応検査、酵素免疫測定法、疫学的検査又は臨床検査、結

核にあってはツベルクリン検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第414号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし，同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

2 検査の方法

酵素免疫測定法，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第415号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

2 検査の方法

細菌学的検査，血清学的検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第416号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

2 検査の方法

凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第417号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚（オーエスキー病にかかっている旨の証明書をもつものを除く。）で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
- (2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

ラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第418号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種類
家きん（鶏，あひる，うずら，きじ，だちょう，ほろほろ鳥及び七面鳥）
- (2) 範囲

県内で家きんを100羽以上（だちょうについては，10羽以上）飼養する農家で，別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法，寒天ゲル内沈降反応検査，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第419号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐蛆病^その発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養され、転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂
- 2 検査の方法
肉眼検査、細菌学的検査、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第420号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県内で飼育している越夏していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
- 2 検査の方法
中和試験、ウイルス学的検査、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第421号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、雄牛のブルセラ症、結核、牛カンピロバクター症及びトリコモナス症、供卵牛の結核、種豚のブルセラ症及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛、雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの並びに初めて家畜受精卵移植の用に供する受精卵の採取の用に供する牛。ただし、家畜伝染病予防法第5条又は第31条の規定により結核の検査を受け、その結果に基づき結核にかかっていない旨の同法第8条（第31条第2項において準用する場合を含む。）の証明書を有する供卵牛を除く。
- 2 検査の方法

ブルセラ症にあつては凝集反応検査，酵素免疫測定法，疫学的検査又は臨床検査，結核にあつてはツベルクリン検査，疫学的検査又は臨床検査，牛カンピロバクター症にあつては蛍光抗体法，培養検査，疫学的検査又は臨床検査，トリコモナス症にあつては顕微鏡検査，疫学的検査又は臨床検査，オーエスキー病にあつてはラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査，馬パラチフスにあつては凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第422号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，豚熱の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

豚

(2) 範囲

県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法，中和試験，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第423号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種付けの用に供し，又は供する目的で飼育している雄牛

(2) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

予備的抗体検出法，リアルタイムPCR法，ヨーニン検査，疫学的検査，臨床検査又は細菌検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

長が指定する日

鹿児島県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）第二南亀地区の換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月29日から同年4月23日まで
- 3 縦覧場所
徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第425号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，鹿児島地方法務局長から令和元年11月29日鹿児島県告示第539号で告示した公共測量の実施は，令和3年2月26日終了した旨の通知があった。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和3年3月26日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号	肝属郡南大隅町佐多伊座敷字鞍掛4099番地先から同町佐多伊座敷字尾迫5448番10地先まで	前	7.9～63.2	2,645.4
			前	7.9～47.6	2,461.3
			後	7.9～47.6	2,461.3

鹿児島県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和3年3月26日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	269号	肝属郡南大隅町佐多伊座敷字垂水4058番2地先内	令和3年

3月26日

鹿児島県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町大野字牛之河内6584番12地先から同市金峰町大野字十郎田6578番2地先まで	前	10.4～10.6	28.6
			後	9.1～42.5	28.6

鹿児島県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町大野字牛之河内6584番12地先から同市金峰町大野字十郎田6578番2地先まで	令和3年3月26日

鹿児島県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市吾平町上名字祇園前338番2地先から同市吾平町上名字己酉811番1地先まで	前	10.5～20.6	1,060.0
			後	10.9～31.7	1,060.0

鹿児島県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市吾平町上名字己酉861番3地先から811番1地先まで	令和3年3月26日

鹿児島県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水大崎線	鹿屋市輝北町平房字昭和1463番1地先から1476番6地先まで	前後	5.7～16.4 7.8～17.2	154.0 154.0
		鹿屋市輝北町平房字屋地1493番地先から1489番地先まで	前後	7.1～17.9 6.6～13.3	51.1 49.7
		鹿屋市輝北町平房字昭和1531番1地先から同市輝北町平房字風呂元1680番地先まで	前後	5.1～13.8 5.1～29.1	437.1 435.4
		鹿屋市輝北町平房字坊屋敷1695番2地先から同市輝北町平房字下陣平1712番1地先まで	前後	5.6～38.1 6.3～45.5	142.6 142.4

鹿児島県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	垂水大崎線	鹿屋市輝北町平房字昭和1463番1地先から1476番6地先まで	令和3年3月26日
		鹿屋市輝北町平房字屋地1493番地先から1489番地先まで	
		鹿屋市輝北町平房字昭和1531番1地先から同市輝北町平房字風呂元1680番地先まで	
		鹿屋市輝北町平房字坊屋敷1695番2地先から同市輝	

北町平房字下陣平1712番1地先まで

鹿児島県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字前畑原5302番1地先から同市末吉町南之郷字後原畑5297番1地先まで	前	64.8～82.2	136.1
			後	64.8～142.7	136.1
		曾於市末吉町南之郷字後原畑5295番4地先から同市末吉町南之郷字中崎1486番2地先まで	前	10.5～67.3	4,076.2
			後	10.5～67.3	4,076.2
曾於市末吉町南之郷字後原畑5296番3地先から同市末吉町南之郷字大内田2019番2地先まで	前	13.2～136.9	2,959.5		
	後	13.2～118.3	2,961.7		

鹿児島県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字前畑原5302番1地先から同市末吉町南之郷字後原畑5297番1地先まで	令和3年 3月28日
		曾於市末吉町南之郷字後原畑5296番3地先から同市末吉町南之郷字大内田2019番2地先まで	

鹿児島県告示第436号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 津波災害警戒区域
志布志市の区域（次の図に示す部分に限る。）
- 基準水位
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部河川課及び大隅地域振興局建設部河川

港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第437号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・牟礼谷2, 急・牟礼谷9, 急・牟礼谷10, 急・牟礼谷11, 急・牟礼谷14, 急・丸岡8, 急・元峰1, 急・元峰2, 急・元峰3, 急・元峰4, 急・前峰1, 急・前峰2, 急・前峰3, 急・前峰4, 急・前峰5, 急・前峰6, 急・久末1, 急・久末2, 急・佐山1, 急・久末3, 急・久末4, 急・鶴木1, 急・久末5, 急・佐山2, 急・佐山3, 急・井出口1, 急・桑之丸1, 急・桑之丸2, 急・井出口2, 急・井出口3, 急・牟礼岡1, 急・鶴木2, 急・谷下1, 急・井出口4, 急・荒毛1, 急・鶴木3, 急・牟礼岡2, 急・牟礼岡4, 急・西麓上1, 急・牟礼岡5, 急・牟礼岡6, 急・牟礼岡7, 急・牟礼岡8, 急・麓1, 急・麓2, 急・西中1, 急・西中2, 急・麓3, 急・西中3, 急・麓4, 急・東麓上1, 急・麓5, 急・牟礼岡9, 急・牟礼岡10, 急・東麓上2, 急・西中4, 急・西中5, 急・城内北1, 急・西中6, 急・堤水流1, 急・城内北2, 急・溝口1, 急・溝口2, 急・城内北3, 急・堤水流2, 急・城内南1, 急・城内北4, 急・堤水流3, 急・堤水流4, 急・堤水流5, 急・堤水流6, 急・東麓下1, 急・東下1, 急・東下2, 急・東下3, 急・東下4, 急・東下5, 急・東下6, 急・神園1, 急・上河内1, 急・神園2, 急・上河内2, 急・都迫1, 急・上河内3, 急・上河内4, 急・神園3, 急・都迫2, 急・上河内5, 急・上河内6, 急・上河内7, 急・上河内8, 急・都迫3, 急・上河内9, 急・都迫4, 急・後本1, 急・上河内10, 急・後本2, 急・後本3, 急・丸山4, 急・後本4, 急・早馬1, 急・早馬2, 急・丸山5, 急・後河内1, 急・早馬3, 急・早馬4, 急・後河内2, 急・早馬5, 急・早馬6, 急・後河内3, 急・後河内4, 急・菖蒲谷1, 急・後河内5, 急・菖蒲谷2, 急・菖蒲谷3, 急・菖蒲谷4, 急・堤水流7, 急・五反田1, 急・五反田2, 急・宇都谷1, 急・五反田3, 急・五反田4, 急・宇都谷2, 急・宇都谷3, 急・宇都谷4, 急・宇都谷5, 急・宇都谷6, 急・宇都谷7, 急・宇都谷8, 急・宇都谷9, 急・宇都谷10, 急・宇都谷11, 急・宇都谷12, 急・涼松1, 急・涼松2, 急・女尻1, 急・女尻2, 急・女尻3, 急・女尻4, 急・女尻5, 急・女尻6, 急・谷下2, 急・谷下3, 急・谷上1, 急・荒毛2, 急・二本松8, 急・二本松9, 急・谷下4, 急・後河内6, 急・本吉田1, 急・菖蒲谷5, 急・内ノ原1, 急・内ノ原2, 急・菖蒲谷6, 急・内ノ原3, 急・谷上2, 急・谷上3, 急

		<p>・谷上4，急・谷上5，急・本吉田2，急・谷上6，急・大原1，急・谷上7，急・大原2，急・飯山1，急・大原3，急・谷上8，急・大原4，急・谷上9，急・飯山2，急・大原5，急・飯山3，急・大原6，急・大原7，急・飯山4，急・飯山5，急・倉谷1，急・飯山6，急・倉谷2，急・倉谷3，急・倉谷4，急・石下谷1，急・飯山7，急・倉谷5，急・吉水1，急・飯山8，急・倉谷6，急・吉水2，急・倉谷7，急・中原1，急・倉谷8，急・中原2，急・倉谷9，急・中原3，急・中原4，急・石下谷2，急・倉谷10，急・倉谷11，急・吉水3，急・中原5，急・倉谷12，急・吉水5，急・倉谷13，急・中原6，急・吉水6，急・中原7，急・吉水7，急・吉水8，急・倉谷14，急・吉水9，急・石下谷3，急・吉水10，急・倉谷15，急・石下谷4，急・牟礼谷1，急・平野1，急・馬場園1，急・吉水11，急・馬場園2，急・牟礼谷3，急・吉水12，急・牟礼谷4，急・吉水13，急・牟礼谷5，急・牟礼谷6，急・牟礼谷7，急・牟礼谷8，急・牟礼谷12，急・牟礼谷13，急・牟礼谷15，急・牟礼谷16，急・丸山3，急・永山4，急・牟礼岡3及び急・内門1</p>
<p>土石流</p>	<p>鹿児島市</p>	<p>土・倉谷9，土・上花棚1，土・元峰1，土・元峰2，土・元峰3，土・前峰1，土・元峰4，土・元峰5，土・前峰2，土・前峰3，土・前峰4，土・前峰5，土・前峰6，土・前峰7，土・前峰8，土・塩柚1，土・塩柚2，土・井手口1，土・塩柚3，土・塩柚4，土・井手口2，土・井手口3，土・井手口4，土・井手口5，土・舟ヶ平1，土・舟ヶ平2，土・舟ヶ平3，土・舟ヶ平4，土・麓1，土・麓2，土・舟ヶ平5，土・舟ヶ平6，土・舟ヶ平7，土・舟ヶ平8，土・舟ヶ平9，土・麓3，土・舟ヶ平10，土・舟ヶ平11，土・西中1，土・西中2，土・西中3，土・西中4，土・溝口1，土・西中5，土・溝口2，土・溝口3，土・溝口4，土・溝口5，土・溝口6，土・城内北1，土・西中6，土・提水流1，土・溝口7，土・五反田1，土・東麓下1，土・神園1，土・神園2，土・神園3，土・神園4，土・神園5，土・神園6，土・神園7，土・神園8，土・神園9，土・神園10，土・神園11，土・上河内1，土・早馬1，土・丸山4，土・五反田2，土・宇都谷1，土・宇都谷2，土・宇都谷3，土・宇都谷4，土・五反田3，土・五反田4，土・宇都谷5，土・宇都谷6，土・宇都谷7，土・宇都谷8，土・宇都谷9，土・宇都谷10，土・宇都谷11，土・宇都谷12，土・宇都谷13，土・谷下1，土・菖蒲谷1，土・内ノ原1，土・菖蒲谷2，土・谷上1，土・谷下2，土・谷下3，土・飯山1，土・倉谷1，土・倉谷2，土・倉谷3，土・倉谷4，土・石下谷1，土・倉谷5，土・倉谷6，土・倉谷7，土・倉谷8，土・牟礼谷1，土・牟礼谷2，土・牟礼谷3，土・牟礼谷4，土・牟礼谷5及び土・谷ノ上1</p>

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・牟礼谷2, 急・牟礼谷9, 急・牟礼谷10, 急・牟礼谷11, 急・牟礼谷14, 急・丸岡8, 急・元峰1, 急・元峰2, 急・元峰3, 急・元峰4, 急・前峰1, 急・前峰2, 急・前峰3, 急・前峰4, 急・前峰5, 急・前峰6, 急・塩杣1, 急・塩杣2, 急・佐山1, 急・塩杣3, 急・塩杣4, 急・鶴木1, 急・塩杣5, 急・佐山2, 急・佐山3, 急・井手口1, 急・桑之丸1, 急・桑之丸2, 急・井手口2, 急・井手口3, 急・本宗1, 急・鶴木2, 急・本宗3, 急・井手口4, 急・荒毛1, 急・鶴木3, 急・本宗4, 急・舟ヶ平1, 急・西麓上1, 急・舟ヶ平2, 急・鶴木4, 急・舟ヶ平3, 急・本宗2, 急・麓1, 急・麓2, 急・西中1, 急・西中2, 急・麓3, 急・西中3, 急・麓4, 急・東麓上1, 急・麓5, 急・舟ヶ平4, 急・西中9, 急・東麓上2, 急・西中4, 急・西中5, 急・城内北1, 急・西中6, 急・堤水流1, 急・城内北2, 急・溝口1, 急・溝口2, 急・城内北3, 急・堤水流2, 急・城内南1, 急・城内北4, 急・堤水流3, 急・堤水流4, 急・堤水流5, 急・堤水流6, 急・東麓下1, 急・東下1, 急・東下2, 急・東下3, 急・東下4, 急・東下5, 急・東下6, 急・神園1, 急・上河内1, 急・神園2, 急・上河内2, 急・都迫1, 急・上河内3, 急・上河内4, 急・神園3, 急・都迫2, 急・上河内5, 急・上河内6, 急・上河内7, 急・上河内8, 急・都迫3, 急・上河内9, 急・都迫4, 急・後本1, 急・上河内10, 急・後本2, 急・後本3, 急・丸山4, 急・後本4, 急・早馬1, 急・早馬2, 急・丸山5, 急・後河内1, 急・早馬3, 急・早馬4, 急・後河内2, 急・早馬5, 急・早馬6, 急・後河内3, 急・後河内4, 急・菖蒲谷1, 急・後河内5, 急・菖蒲谷2, 急・菖蒲谷3, 急・菖蒲谷4, 急・堤水流7, 急・五反田1, 急・五反田2, 急・宇都谷1, 急・五反田3, 急・五反田4, 急・宇都谷2, 急・宇都谷3, 急・宇都谷4, 急・宇都谷5, 急・宇都谷6, 急・宇都谷7, 急・宇都谷8, 急・宇都谷9, 急・宇都谷10, 急・宇都谷11, 急・宇都谷12, 急・涼松1, 急・涼松2, 急・女尻1, 急・女尻2, 急・女尻3, 急・女尻4, 急・女尻5, 急・女尻6, 急・谷下2, 急・谷下3, 急・谷上1, 急・荒毛2, 急・二本松8, 急・二本松9, 急・谷下4, 急・後河内6, 急・本吉田1, 急・菖蒲谷5, 急・内ノ原1, 急・内ノ原2, 急・菖蒲谷6, 急・内ノ原3, 急・谷上2, 急・谷上3, 急・谷上4, 急・谷上5, 急・本吉田2, 急・谷上6, 急・荒毛3, 急・谷上7, 急・大原2, 急・飯山1, 急・荒毛4, 急・谷上8, 急・大原4, 急・谷上9, 急・飯山2, 急・大原5,

		<p>急・飯山3, 急・大原6, 急・大原7, 急・飯山4, 急・飯山5, 急・倉谷1, 急・飯山6, 急・倉谷2, 急・倉谷3, 急・倉谷4, 急・石下谷1, 急・飯山7, 急・倉谷5, 急・吉水1, 急・飯山8, 急・倉谷6, 急・吉水2, 急・倉谷7, 急・中原1, 急・倉谷8, 急・中原2, 急・倉谷9, 急・中原3, 急・中原4, 急・石下谷2, 急・倉谷10, 急・倉谷11, 急・吉水3, 急・中原5, 急・倉谷12, 急・吉水5, 急・倉谷13, 急・中原6, 急・吉水6, 急・中原7, 急・吉水7, 急・中原9, 急・倉谷14, 急・吉水9, 急・石下谷3, 急・吉水10, 急・倉谷15, 急・石下谷4, 急・牟礼谷1, 急・平野1, 急・馬場園1, 急・吉水11, 急・馬場園2, 急・牟礼谷3, 急・吉水12, 急・牟礼谷4, 急・吉水13, 急・牟礼谷5, 急・牟礼谷6, 急・牟礼谷7, 急・牟礼谷8, 急・牟礼谷12, 急・牟礼谷13, 急・牟礼谷15, 急・牟礼谷16, 急・西麓1, 急・西麓2, 急・東麓下2, 急・西中7, 急・西中8, 急・宇都谷13, 急・涼松3, 急・谷下7, 急・本吉田3, 急・本吉田4, 急・大原8, 急・吉水14, 急・城内北5, 急・城内北6, 急・五反田5, 急・五反田6, 急・丸山3及び急・永山4</p>
土石流	鹿児島市	<p>土・鶴木1, 土・倉谷9, 土・上花棚1, 土・元峰1, 土・元峰2, 土・元峰3, 土・前峰1, 土・元峰4, 土・元峰5, 土・前峰2, 土・前峰3, 土・前峰4, 土・前峰5, 土・前峰6, 土・前峰7, 土・前峰8, 土・塩柚1, 土・塩柚2, 土・井手口1, 土・塩柚3, 土・塩柚4, 土・井手口2, 土・井手口3, 土・井手口4, 土・井手口5, 土・舟ヶ平1, 土・舟ヶ平2, 土・舟ヶ平3, 土・舟ヶ平4, 土・麓1, 土・麓2, 土・舟ヶ平5, 土・舟ヶ平6, 土・舟ヶ平7, 土・舟ヶ平8, 土・舟ヶ平9, 土・麓3, 土・舟ヶ平10, 土・舟ヶ平11, 土・西中1, 土・西中2, 土・西中3, 土・西中4, 土・溝口1, 土・西中5, 土・溝口2, 土・溝口3, 土・溝口4, 土・溝口5, 土・溝口6, 土・城内北1, 土・西中6, 土・提水流1, 土・溝口7, 土・五反田1, 土・東麓下1, 土・神園1, 土・神園2, 土・神園3, 土・神園4, 土・神園5, 土・神園6, 土・神園7, 土・神園8, 土・神園9, 土・神園10, 土・神園11, 土・上河内1, 土・早馬1, 土・早馬2, 土・五反田2, 土・宇都谷1, 土・宇都谷2, 土・宇都谷3, 土・宇都谷4, 土・五反田3, 土・五反田4, 土・宇都谷5, 土・宇都谷6, 土・宇都谷7, 土・宇都谷8, 土・宇都谷9, 土・宇都谷10, 土・宇都谷11, 土・宇都谷12, 土・宇都谷13, 土・谷下1, 土・菖蒲谷1, 土・内ノ原1, 土・菖蒲谷2, 土・谷上1, 土・谷下2, 土・谷下3, 土・飯山1, 土・倉谷1, 土・倉谷2, 土・倉谷3, 土・倉谷4, 土・石下谷1, 土・倉谷5, 土・倉谷6, 土・倉谷7, 土・倉谷8, 土・牟礼谷1, 土・牟礼谷2, 土・牟礼谷3, 土・牟礼谷4, 土・牟礼谷5及び土・谷ノ上1</p>

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・牟礼谷2, 急・牟礼谷9, 急・牟礼谷10, 急・牟礼谷11, 急・牟礼谷14, 急・丸岡8, 急・元峰1, 急・元峰2, 急・元峰3, 急・元峰4, 急・前峰1, 急・前峰2, 急・前峰3, 急・前峰4, 急・前峰5, 急・前峰6, 急・塩杣1, 急・塩杣2, 急・佐山1, 急・塩杣3, 急・塩杣4, 急・鶴木1, 急・塩杣5, 急・佐山2, 急・佐山3, 急・井手口1, 急・桑之丸1, 急・桑之丸2, 急・井手口2, 急・井手口3, 急・本宗1, 急・鶴木2, 急・本宗3, 急・井手口4, 急・荒毛1, 急・鶴木3, 急・本宗4, 急・舟ヶ平1, 急・西麓上1, 急・舟ヶ平2, 急・鶴木4, 急・舟ヶ平3, 急・本宗2, 急・麓1, 急・麓2, 急・西中1, 急・西中2, 急・麓3, 急・西中3, 急・麓4, 急・東麓上1, 急・麓5, 急・舟ヶ平4, 急・西中9, 急・東麓上2, 急・西中4, 急・西中5, 急・城内北1, 急・西中6, 急・堤水流1, 急・城内北2, 急・溝口1, 急・溝口2, 急・城内北3, 急・堤水流2, 急・城内南1, 急・城内北4, 急・堤水流3, 急・堤水流4, 急・堤水流5, 急・堤水流6, 急・東麓下1, 急・東下1, 急・東下2, 急・東下3, 急・東下4, 急・東下5, 急・東下6, 急・神園1, 急・上河内1, 急・神園2, 急・上河内2, 急・都迫1, 急・上河内3, 急・上河内4, 急・神園3, 急・都迫2, 急・上河内5, 急・上河内6, 急・上河内7, 急・上河内8, 急・都迫3, 急・上河内9, 急・都迫4, 急・後本1, 急・上河内10, 急・後本2, 急・後本3, 急・丸山4, 急・後本4, 急・早馬1, 急・早馬2, 急・丸山5, 急・後河内1, 急・早馬3, 急・早馬4, 急・後河内2, 急・早馬5, 急・早馬6, 急・後河内3, 急・後河内4, 急・菖蒲谷1, 急・後河内5, 急・菖蒲谷2, 急・菖蒲谷3, 急・菖蒲谷4, 急・堤水流7, 急・五反田1, 急・五反田2, 急・宇都谷1, 急・五反田3, 急・五反田4, 急・宇都谷2, 急・宇都谷3, 急・宇都谷4, 急・宇都谷5, 急・宇都谷6, 急・宇都谷7, 急・宇都谷8, 急・宇都谷9, 急・宇都谷10, 急・宇都谷11, 急・宇都谷12, 急・涼松1, 急・涼松2, 急・女尻1, 急・女尻2, 急・女尻3, 急・女尻4, 急・女尻5, 急・女尻6, 急・谷下2, 急・谷下3, 急・谷上1, 急・荒毛2, 急・二本松8, 急・二本松9, 急・谷下4, 急・後河内6, 急・本吉田1, 急・菖蒲谷5, 急・内ノ原1, 急・内ノ原2, 急・菖蒲谷6, 急・内ノ原3, 急・谷上2, 急・谷上3, 急・谷上4, 急・谷上5, 急・本吉田2, 急・谷上6, 急・荒毛3, 急・谷上7, 急・大原2, 急・飯山1, 急・荒毛4, 急・谷

		上8, 急・大原4, 急・谷上9, 急・飯山2, 急・大原5, 急・飯山3, 急・大原6, 急・大原7, 急・飯山4, 急・飯山5, 急・倉谷1, 急・飯山6, 急・倉谷2, 急・倉谷3, 急・倉谷4, 急・石下谷1, 急・飯山7, 急・倉谷5, 急・吉水1, 急・飯山8, 急・倉谷6, 急・吉水2, 急・倉谷7, 急・中原1, 急・倉谷8, 急・中原2, 急・倉谷9, 急・中原3, 急・中原4, 急・石下谷2, 急・倉谷10, 急・倉谷11, 急・吉水3, 急・中原5, 急・倉谷12, 急・吉水5, 急・倉谷13, 急・中原6, 急・吉水6, 急・中原7, 急・吉水7, 急・中原9, 急・倉谷14, 急・吉水9, 急・石下谷3, 急・吉水10, 急・倉谷15, 急・石下谷4, 急・牟礼谷1, 急・平野1, 急・馬場園1, 急・吉水11, 急・馬場園2, 急・牟礼谷3, 急・吉水12, 急・牟礼谷4, 急・吉水13, 急・牟礼谷5, 急・牟礼谷6, 急・牟礼谷7, 急・牟礼谷8, 急・牟礼谷12, 急・牟礼谷13, 急・牟礼谷15, 急・牟礼谷16, 急・西麓1, 急・西麓2, 急・東麓下2, 急・西中7, 急・西中8, 急・宇都谷13, 急・涼松3, 急・谷下7, 急・本吉田3, 急・本吉田4, 急・大原8, 急・城内北5, 急・城内北6, 急・五反田5, 急・五反田6, 急・丸山3及び急・永山4
土石流	鹿児島市	土・上花棚1, 土・元峰1, 土・元峰2, 土・元峰3, 土・前峰1, 土・元峰4, 土・前峰2, 土・前峰3, 土・前峰4, 土・前峰5, 土・前峰6, 土・前峰7, 土・前峰8, 土・塩柚1, 土・塩柚2, 土・井手口1, 土・塩柚3, 土・塩柚4, 土・井手口2, 土・井手口3, 土・井手口5, 土・舟ヶ平1, 土・舟ヶ平3, 土・舟ヶ平4, 土・麓1, 土・舟ヶ平5, 土・舟ヶ平6, 土・舟ヶ平7, 土・舟ヶ平8, 土・舟ヶ平9, 土・麓3, 土・舟ヶ平10, 土・舟ヶ平11, 土・溝口2, 土・溝口3, 土・溝口4, 土・溝口5, 土・溝口6, 土・城内北1, 土・提水流1, 土・溝口7, 土・東麓下1, 土・神園3, 土・神園6, 土・神園7, 土・神園8, 土・神園9, 土・神園10, 土・神園11, 土・上河内1, 土・早馬1, 土・早馬2, 土・宇都谷1, 土・宇都谷2, 土・宇都谷3, 土・宇都谷4, 土・五反田3, 土・宇都谷5, 土・宇都谷6, 土・宇都谷7, 土・宇都谷8, 土・宇都谷9, 土・宇都谷11, 土・宇都谷12, 土・谷下1, 土・菖蒲谷1, 土・内ノ原1, 土・谷上1, 土・谷下2, 土・谷下3, 土・倉谷1, 土・倉谷2, 土・倉谷3, 土・倉谷4, 土・石下谷1, 土・倉谷5, 土・倉谷6, 土・倉谷7, 土・倉谷8, 土・牟礼谷2, 土・牟礼谷4, 土・牟礼谷5及び土・谷ノ上1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第440号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 施行者の名称

枕崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 枕崎都市計画下水道事業
- (2) 名称 枕崎市公共下水道

3 事業施行期間

昭和51年2月2日から令和8年3月31日まで（変更前令和3年3月31日まで）

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし